

# 公立大学法人秋田公立美術大学理事長選考会議規程

平成25年4月1日

規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学定款（以下「定款」という。）第10条第3項の規定に規定する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 選考会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 定款第10条第4項の規定に基づき、定款第17条第1項に規定する経営審議会において選出された者 4人
- (2) 定款第10条第4項の規定に基づき、定款第19条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者 2人

2 選考会議の委員が理事長の候補者に推薦された場合においては、その時点から当該委員の資格を失うものとし、当該委員を選出した審議会があらかじめ指名した補充委員をもって、選考会議の補欠の委員に充てる。

(任期)

第3条 前条第1項各号に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第4条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長選考および解任に関する規程等の制定又は改廃に関する事項
- (2) 理事長の選考に関する事項
- (3) 理事長の解任に関する事項
- (4) その他理事長の選考および解任に関し必要な事項

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代行する。

(招集)

第6条 議長は、次に掲げる場合に選考会議を招集する。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が欠員となったとき。
- (4) その他議長が必要と認めたとき。

(議事)

第7条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 選考会議が必要と認めたときは、選考会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(非公開)

第9条 選考会議は公開しない。

(議事録)

第10条 選考会議における議事の概要について、議事録を作成し保存する。

(庶務)

第11条 選考会議の庶務は、事務局総務課において処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。ただし、この場合の議事は、第7条第2項の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の賛成がなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、議長が選考会議の議を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行後、最初に選出される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 この規程の施行後、最初に招集される選考会議は、第6条の規定にかかわらず、理事長が招集する。

附 則 (平成26年9月30日規程第28号)

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

附 則 (平成27年10月30日規程第26号)

この規程は、平成27年10月30日から施行する。

